

業界イノベータ制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人IoTリサーチ&デザイン(以下「本法人」という。)の業界イノベータ制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(業界イノベータ制度とは)

第2条 本法人のM2M/IoT普及促進活動や会員企業向けフォーラム、ビジネスモデル研究会等会員向けイベントにおいて、イノベーションマインドの向上を図ることを通じて、本法人若しくは、本法人の会員の多くに利益を供することができる個人を本法人の業界イノベータとして認定し、登録する制度。

(業界イノベータの登録方法)

第3条 理事会での推薦、及び本人の承諾を得て、本法人の業界イノベータとして登録することができる。業界イノベータの定数は儲けない。

(業界イノベータの定義)

第4条 業界イノベータは、原則として以下のいずれかの能力を有し、本法人、若しくは本法人の会員に対する貢献度が極めて高い個人を対象とする。通信業界、IT業界等特定の業界にこだわらず幅広くいろいろな業界から募るものとする。なお、業界イノベータは必ずしも会員企業に所属する必要はない。

- (1) M2M/IoTの先行事例について事業主体者のプロジェクトリーダーとして推進した経歴があり、M2M/IoTの課題や克服方法の見識がある。
- (2) M2M/IoTに関する今後必要となる技術動向や専門技術の知識を有している
- (3) 特定業界の動向や人脈に精通し、IoTの相談先としての知見を持っている

(業界イノベータへの特任事項)

第5条 業界イノベータに対して、以下の特任事項を依頼することがある。ただし業界イノベータ本人の本業に影響を与えない範囲での依頼を原則とする。

- (1) 本法人が開催するイベントへのアドバイザーとしての参加
- (2) 本法人が開催する勉強会の講師
- (3) 本法人又は会員からの案件相談

(業界イノベータの報酬)

第6条 業界イノベータは原則無報酬とする。ただし、本法人からの依頼内容が第5条に示す条件を超えると認められる場合は、報酬を与える。

(任期)

第7条 業界イノベータの任期は毎年3月末とする。ただし任期の延長は妨げない。

(除名)

第8条 業界イノベータが下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、業界イノベータとして相応しくないと認められるとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 業界イノベータの除名が審議される理事会において、当該業界イノベータには弁明の機会を与えなければならない。

(退任)

第9条 業界イノベータはいつでも退任通知を本法人に提出することにより、退任することができる。

2 本法人が定める業界イノベータの任期を満了したとき退任となる。

(業界イノベータ登録の抹消)

第10条 前2条の場合のほか、業界のベータが次のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を抹消する。

(1) 当該業界イノベータが死亡したとき

(本規程の改正)

第11条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この改正は、平成28年7月25日より施行する。(平成28年7月25日理事会決議)